

## 「労働福祉事業における慢性肝炎に係るアフターケア実施要綱」の運用上の留意点について

平成6年5月16日 事務連絡第18号

労働省労働基準局補償課長より 各都道府県労働基準局労災主務課長あて

今般、平成6年5月16日付け基発第291号通達により「慢性肝炎に係るアフターケア実施要綱」の一部を改正し、平成6年5月1日から実施することとしたところであるが、その事務処理については、下記の点に留意されたい。

### 記

#### 1 肝機能検査値について

実施要綱における肝機能検査値の判断基準について、医学的に症状固定と認め得る肝機能検査値（GOT、GPT）は、被災労働者の体質等に応じて差異があることから、一定の判断基準を設けることは適当でないと考えられるため、その判断については担当医等の意見によるものである。

#### 2 検査について

総ビリルビン、ALP、コレステロールの検査については、次の理由により削除したものである。

- (1) 総ビリルビン……胆石やがんによる胆道系の閉塞性疾患がある場合、溶血によるビリルビンの過剰生成がある場合等にも増加するものの、これらの病態は $\gamma$ -GTPの測定により把握が可能であること。
- (2) ALP……従来、肝、胆道疾患の診断に広く用いられ、ALP上昇を示す肝炎としては、胆汁うっ滞性の肝炎等があげられるものの、この際には $\gamma$ -GTPの測定により把握が可能であること。
- (3) コレステロール…肝疾患以外の種々の病態でも変動がみられ、慢性肝炎の診断上の特異性は低いこと。

#### 3 保健のための薬剤の支給について

- (1) 抗ウイルス剤及び免疫調整剤については、次のとおり、積極的な治療を目的とするものであることから、削除したものである。

抗ウイルス剤……肝炎ウイルスの増殖を抑えることによって、慢性肝炎を鎮静化、治ゆさせる目的で行う抗ウイルス薬剤であること。

免疫調整剤……免疫能の軽度低下状態にある慢性肝炎に対して免疫能を刺激、増強させることにより、肝炎ウイルスの排除を促進させる薬剤であること。

- (2) 通達記の2の(3)の「経口的肝臓疾患用剤」には、「肝臓用剤」を含み、例えば、ウルソ、グリチロン錠、小柴胡湯、プロヘパール等の薬剤があり、これらにより肝病変の再燃あるいは進行の予防の措置をするものである。

#### 4 インターフェロンの取扱いについて

アフターケア制度における保健のための薬剤の支給の範囲に注射は含めないこととしており、C型肝炎に対するインターフェロンの投与については、現在インターフェロン製剤が注射のみであること並びにこれが急性症状に対する積極的な治療を目的とするも

のであることから、保健のための薬剤の支給の範囲には含めないこととしたものである。

5 インターフェロン投与を目的とする「肝生検」の取扱いについて

インターフェロン投与を目的とする事前の「肝生検」については、急性症状の状態と認められることから、当然、アフターケア制度の対象者とはならず、療養補償給付とされるものである。